

東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定書

東京都知事（以下「甲」という。）と調布市長（以下「乙」という。）とは、東京都調布離着陸場（以下「飛行場」という。）の整備及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が飛行場を安全・騒音対策に一層配慮した「市街地中の飛行場」として適切に整備かつ管理運営し、もって地域の安全の確保、騒音の防止等、地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（都営コミューター空港化受入条件の履行）

第2条 甲は、飛行場の現状を拡大せず、安全・騒音対策を十分に講じ、かつ飛行場の運用に一定の制限を設けることを基本とし、乙が都営コミューター空港化受入条件として提示した別表に掲げる事項について、誠意を持って履行することとする。

2 前項に定める飛行場の運用の制限については、甲乙協議し、別に定めるものとする。

（事前協議等）

第3条 飛行場の整備及び管理運営に関して、地域の生活環境に影響を与えるおそれのある事項について、甲は乙に事前に協議等を行うものとする。

2 前項に定める協議等の対象事項及び方法については、甲乙協議し、別に定めるものとする。

（乙からの協議）

第4条 乙は、前条の規定にかかわらず、飛行場の整備及び管理運営に関して、協議すべき事項等が生じた場合は、その都度、甲に協議を要請できるものとする。

2 前項に定める要請があったときは、甲は、誠意を持って応じるものとする。

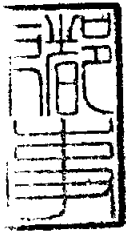
(雑則)

第5条 本協定の解釈に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

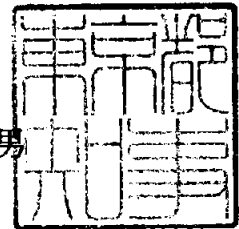
平成4年6月30日付で甲と乙とが締結した「東京都調布離着陸場の管理運営に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

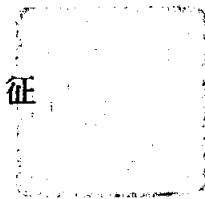


平成9年4月1日

甲 東京都知事
青島 幸男

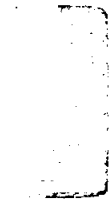


乙 調布市長
吉尾 勝征



都営コンピューター空港化受入条件と回答

調布市の受入れ条件	東京都の回答	備 考
<p>1 離着陸回数の制限</p> <p>(1) 年間離着陸回数は23,000回程度を上限とし、さらに削減に努めること。</p> <p>(2) ヘリコプターの離着陸回数は、全体の10%を限度とし、さらに削減に努めること。</p> <p>(3) 離陸に際しては、一定間隔を確保するよう指導すること。</p>	<p>(1) 了承する。</p> <p>(2) 年間総離着陸回数の10%程度を上限とする。</p> <p>(3) 飛行場の地上騒音等との関連を含め、利用者の協力を求めていきたい。</p>	
<p>2 日祭日の飛行制限</p> <p>(1) 日祭日の離着陸回数は、平日の30%以上の削減を図ること。</p> <p>(2) 日祭日における「航空測量、写真撮影、魚群探知とこれらに類する目的の離着陸は、午前10時以後とすること。</p> <p>(3) 日祭日における自家用目的の飛行及び訓練場所との往復飛行を制限すること。</p> <p>(4) 日祭日は、緊急時以外のヘリコプターの離着陸は認めないこと。</p> <p>(5) 日祭日については、整備又は試験のための離着陸は認めないこと。</p>	<p>(1) 平日の30%減を目途に削減に努める。</p> <p>(2) 了承する（公共団体等からの要請による公共性のある飛行を除く。）。</p> <p>(3) 了承する。</p> <p>(4) 了承する（高度に公共性又は緊急性のある飛行を除く。）。</p> <p>(5) 了承する。</p>	
<p>3 飛行場機能の制限</p> <p>(1) ジェット機の離着陸は認めないこと。</p> <p>(2) 平日の運用（利用）時間は、午前8時30分以後とすること。</p> <p>(3) 飛行場の運用時間内に日没時が到来した時は、日没までとすること。</p> <p>(4) 午後6時までとする運用時間の特例の期間を4月から8月までとすること。</p> <p>(5) 自家用機は積極的に分散移転させること。</p> <p>(6) 羽田・成田空港へのアクセス及び都市間路線の新設については、将来の検討課題とし、必要が生じた時は事前に協議すること。</p> <p>(7) 駐機スポット数は、現在より20%の削減を図ること。</p>	<p>(1) 了承する。</p> <p>(2) 了承する（高度に公共性又は緊急性のある飛行を除く。）。</p> <p>(3) 了承する。</p> <p>(4) 了承する。</p> <p>(5) 了承する。</p> <p>(6) 了承する。</p> <p>(7) 了承する。</p>	
<p>4 安全対策</p> <p>(1) 航空管制官を存置し、管制時間と飛行場の運用時間を一致させるよう努めること。</p> <p>(2) 航空保安施設、気象施設等を整備充実し、乗務員に的確な情報提供を行うほか、乗務員の資質の向上を図るための安全教育を徹底する等、安全対策に万全を期すこと。</p> <p>(3) 航空機の整備・点検を徹底させ、事故防止に万全を期すこと。</p> <p>(4) 空港施設の整備に当たっては、滑走路の位置は現状のままとすること。</p> <p>(5) 重量制限及び特別有視界飛行の視程距離については、“市街地の中の飛行場”という調布飛行場の特性を十分考慮し、安全や騒音に配慮した基準を設けること。</p>	<p>(1) 国に引き続き要請する。</p> <p>(2) 了承する。</p> <p>(3) 了承する。</p> <p>(4) 了承する。</p> <p>(5) 了承する。</p>	<p>(5) 重量制限については、就航予定機種の範囲内に止め、換算単車輪荷重2.9t未満とし、特別有視界飛行の離陸時の地上視程については、3km以上とする。</p>



調布市の受入れ条件	東京都の回答	備考
<p>5 騒音対策</p> <p>(1) 周辺住民に対する騒音を最小限にとどめるための飛行方式（飛行ルートを含む。）を定め、運航させること。</p> <p>(2) 個々の航空機から発生する騒音の状況を常時把握し、一定の基準を超える騒音が発生する航空機に対しては、移転又は騒音の低い機種に変更するよう指導を強化すること。</p> <p>(3) 毎年、夏期又は冬期のピーク時に騒音調査を実施し、その結果を公表すること。</p> <p>(4) 上記による騒音調査の結果、新たにWECPNL（以下W値という。）が70を超える地域が発生した時は、民家防音工事助成の対象とし、また、W値75を超える地域に対しては、屋根の防音対策を講じること。</p> <p>(5) 飛行場周辺の民家で、防音工事助成の対象となっていない者に対しても、何らかの防音対策を講じること。</p> <p>(6) テレビ、電話障害が生じた時は、適切な対策を講じること。</p>	<p>(1) 引き続き、定めた飛行方式の徹底を図る。</p> <p>(2) 引き続き、必要な指導を行う。</p> <p>(3) 年間を通して、飛行場の北側と南側の2箇所で常設機器による調査を継続して実施するほか、当面、夏期と冬期の2回、飛行場周辺の5箇所で1週間程度調査を行う。</p> <p>(4) 騒音調査の結果を踏まえ、W値70を超えることが常態化したと認められる地域については、防音工事助成の対象地域として認定して行く。また、W値が75を超える地域については調査・検討を行なった後、必要であると考えられる助成対象項目の追加等について、貴市とも協議のうえ実施して行く。</p> <p>(5) これまでの騒音対策と今回の「整備基本計画」により実施することとしている対策等を総合的に勘案のうえ、必要な対応について検討して行く。</p> <p>(6) 了承する。</p>	
<p>6 事前協議システム</p> <p>(1) 飛行場の管理運営に関する事前協議システムを継続すること。</p>	<p>(1) 了承する。</p>	

